

検察官・裁判官の身分を離れて弁護士となった者が、検察官・裁判官に復帰した場合の、退職手当や共済関係等の面での適切な配慮 検討のたたき台（案）

検察官・裁判官の身分を離れて弁護士となった者が、検察官・裁判官に復帰した場合に、退職手当や共済関係等の面で適切な配慮を講ずるため、いわゆる官民交流法類似の法的制度を創設することはどうか（制度の具体的内容については、資料 20 - 4 を参照）。

（参 考）

【司法制度改革審議会意見書・抜粋】

司法制度を支える法曹の在り方

第 4 検察官制度の改革

1. 検察官に求められる資質・能力の向上等

検察の厳正・公平性に対する国民の信頼を確保する観点から、次のような検察官の意識改革のための方策を実施すべきである。

- ・ 検事を、一定期間、一般の国民の意識・感覚を学ぶことができる場所で執務させることを含む人事・教育制度の抜本的見直し

検察の厳正・公平性に対する国民の信頼を確保する観点から、次のような検察官の意識改革のための方策を実施すべきである。

- ・ 検事に、一定期間、その身分を離れ、一般の国民の意識・感覚を学ぶことができる場所（例えば弁護士事務所等）で執務させることを含む人事・教育制度の抜本的見直し（退職手当や共済関係等の面で後記第 5 の「裁判官制度の改革」の 1.(1) に述べるのと同様な配慮が望まれる。）

第 5 裁判官制度の改革

1. 給源の多様化、多元化

多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。

(1) 判事補制度の改革等

ア 判事補の判事への任命等

(ア) 多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。仕組みの整備に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

- ・「裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験」は、判事補が裁判官の身分を離れて弁護士、検察官等他の法律専門職の職務経験を積むことが基本となるべきである。これに加え、こうした職務経験と同視できる程度に、裁判官の資質向上のために有益であると認められる経験も含まれうるが、その具体的内容については、更に検討する必要がある。
- ・裁判官の身分を離れた判事補が、上記の経験を積んだ後に、裁判官に復帰した場合には、退職手当や共済関係等の面で適切な配慮がなされることが望ましい。

【司法制度改革推進計画・抜粋】

第4 検察官制度の改革

1 検察官に求められる資質・能力の向上等

(1) 検事が一定期間、国民の意識・感覚を学ぶことのできる場所で執務する制度の整備のための所要の措置を平成15年末までに講ずるなど、逐次、検察官の意識改革のための所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)

第5 裁判官制度の改革

1 給源の多様化・多元化

(1) 原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備することについて、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、平成15年末までに、所要の措置を講ずる。(本部)